

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規 則

○県税条例施行規則の一部を改正する規則

(税 務 課) 一

ページ

規 則

宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十五号

宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮城県県税条例施行規則(昭和二十九年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第三十九条の三の見出し中「第六十七条の三」の下に「等」を加え、同条第一項中「の主催者」の下に「又は条例附則第十一条の三の規定によりゴルフ場利用税が非課税となることを証明しようとする同条の国際競技大会の準備及び運営を行う者」を加え、「及び次条」を削り、「主催者」の下に「等」を加え、同条第二項中「主催者」の下に「等」を加え、同条第三項中「第六十七条の三第一号」の下に「又は附則第十一条の三」を加え、「同条」を「条例第六十七条の三又は附則第十一条の三」に改め、「主催者」の下に「等」を加える。

第四十条を次のように改める。

第四十条 削除

別表様式第七十二号の二の項及び様式第七十二号の三の項を次のように改める。

様式第七十二号の二及び様式第七十二号の三 削除

様式第七十二号の二及び様式第七十二号の三を次のように改める。

様式第七十二号の2及び様式第七十二号の3 削除

様式第七十二号の十一中「競技会主催者」の下に「等」を加え、「第67条の3の第1項」や「第67条の3第1号又は附則第11条の3」を改める。

様式第七十二号の十二中「競技会主催者」の下に「等」や「として」の下に「、又はその公式の審議のたぎこ」を加える。

様式第七十四号中「・課税免除適用」を削り、「④大会における指定練習日」や「国際競技大会」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の宮城県県税条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の宮城県県税条例施行規則の規定によるものとみなす。